

- 況をすべての重要な点において正しく示しているかどうかについての意見
- 三　監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 四　会計監査報告を作成した日
- 2 第五条第二項、第六条（第一項第二号を除く。）及び第七条の規定は、前項の会計監査報告について準用する。この場合において、第五条第二項中「計算関係書類が」とあるのは「財産目録等又は決算報告が」と、同項第一号及び第二号中「当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況」とあるのは「当該清算投資法人の財産又は決算の状況」と、第六条及び第七条中「特定執行役員」とあるのは「特定清算執行人」と、第六条第一項第一号中「計算関係書類（附属明細書を除く。）」とあるのは「財産目録等又は決算報告」と、同項第二項中「計算関係書類」とあるのは「財産目録等又は決算報告」と、同条第三項第一号中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項第二号中「計算関係書類」とあるのは「財産目録等又は決算報告」と、同条第三項第一号中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項第二号中「計算関係書類」とあるのは「財産目録等又は決算報告」と、「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、第七条中「執行役員が」とあるのは「清算執行人が」と読み替えるものとする。
- 附 則
- この府令は、公社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。
- 附 則（平成一九年八月九日内閣府令第六一号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二十七号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、公布の日から施行する。
(投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第八条 第七条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置

況をすべての重要な点において正しく示しているかどうかについての意見

三　監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

四　会計監査報告を作成した日

四月一日以後に開始する営業期間に係る会計参与報告について適用し、同日前に開始する営業期間に係る会計参与報告については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三〇日内閣府令第十三号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則の規定は、施行日以後に終了する営業期間に係る会計監査報告について適用し、施行日前に終了する営業期間に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十四日内閣府令第十五号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則第五条第一項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する営業期間に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する営業期間に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二十七号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この府令は、平成二三年七月八日内閣府令第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この府令は、平成二十三年七月八日内閣府令第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 第七条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則の規定は、平成二十三年